



鳥取県公報

平成12年3月24日(金)

号外第13号

毎週火・金曜日発行

目次

- ◇ 告示 漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みについての同意を求めるための発起人の届出
(水産課) 1
漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みに係る同意についての適否の決定(々) 1

告示

鳥取県告示第187号

漁業災害補償法施行規則(昭和39年農林省令第35号)第48条の2において準用する同令第46条第1項の規定に基づき、漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条の2第3項に規定する同意を求めるために、発起人になろうとする旨の届出があったので、漁業災害補償法施行規則第48条の2において準用する同令第46条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成12年3月24日

鳥取県知事 片山 善博

届出事項		
発起人になろうとする者の住所及び氏名	加入区	漁業の区分
東伯郡赤崎町大字赤崎1234 林原 勤	西部加入区	しいらつけ漁業、小型いかつり 漁業及び小型定置漁業
東伯郡赤崎町大字赤崎551 金田 章		
西伯郡名和町大字御来屋1101地先 御来屋漁業協同組合 代表理事組合長 敦賀 亀義		

鳥取県告示第188号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条の2第6項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき発起人から届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る共済契約の締結の申込みに係る同意については、審査した結果同法第108条の2第3項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第6項において準用す

る同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成12年3月24日

鳥取県知事 片山善博

加入区	漁業の区分
西部加入区	しいらつけ漁業、小型いかつり漁業及び小型定置漁業